

裁判申立てのための必要書類等一覧表

◎ 必ずご用意いただくもの

1 訴状（申立書）

【作成部数】2部（当事者（原告、被告）が1名ずつの場合です。人数が1名増すごとにその分の部数を追加してご用意ください。原告の控えも別にご用意ください。）

2 証拠資料のコピー（具体的な証拠の例は、訴状の添付書類欄を参照してください。）

【作成部数】2部（当事者（原告、被告）が1名ずつの場合です。人数が1名増すごとにその分の部数を追加してご用意ください。）

ご自身の言い分を裏付ける証拠があれば、そのコピーを提出してください。証拠資料の原本は、裁判の当日に持参してください。

3 認印（朱肉を使う印鑑をご用意ください。実印である必要はありません。）

訴状1頁目の氏名欄と各頁上部余白（捨印）に押しいただくために使います。

4 申立手数料（収入印紙をご用意ください。）

納めていただく金額は、被告（相手方）に求める請求額によって異なります。

訴額（請求額）	～10万	～20万	～30万	～40万	～50万	～60万
手数料	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000

※少額訴訟手続は60万円までです。

訴額（請求額）	～70万	～80万	～90万	～100万	～120万	～140万
手数料	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000	12,000

5 郵便切手6000円分

（内訳）

500円切手× 8枚＝4000円	20円切手× 10枚＝ 200円
100円切手× 10枚＝1000円	10円切手× 10枚＝ 100円
84円切手× 5枚＝ 420円	5円切手× 10枚＝ 50円
50円切手× 4枚＝ 200円	2円切手× 10枚＝ 20円
	1円切手× 10枚＝ 10円

（人数が多い場合）当事者（原告、被告）が1名増すごとに1089円を2組（合計2178円）追加してください。

内訳：500円切手×4枚，84円切手×2枚，5円切手×2枚

◎ 状況によって、ご用意いただくもの

□ 法人登記事項証明書（資格証明書） 【必要部数】1部

裁判の当事者（原告、被告）の一方又は双方が法人（会社など）である場合には、その法人の登記事項証明書を法務局で取り寄せて、提出してください。

□ 戸籍謄本 【必要部数】1部

裁判の当事者（原告、被告）の一方又は双方が未成年者である場合には、その未成年者の戸籍謄本を本籍地の市町村役場で取り寄せて、提出してください（ただし、未成年者が未払給料を求める場合のように、未成年者自身が裁判手続をすることができる場合は除きます。）。

□ 不動産登記事項証明書 【必要部数】1部

被告（相手方）に土地や建物の明渡しを求める申立ての場合には、その物件の登記事項証明書を法務局で取り寄せて、提出してください。

□ 固定資産評価証明書 【必要部数】1部

被告（相手方）に土地や建物の明渡しを求める申立ての場合には、その物件の評価証明書を物件の所在する市町村役場で取り寄せて、提出してください。

〒260-0013 千葉市中央区中央四丁目11番27号

千葉簡易裁判所民事係（受付）

TEL043-333-5286（ダイヤルイン）

裁判所HP <http://www.courts.go.jp/chiba/>